

# Koaa 特別栽培認証業務規定

制定 2017年 9月 1日

改訂 2017年11月20日

## (目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会（以下、当会という。）が「Koaa 特別栽培認証基準」に基づき行う、特別栽培農産物等の認証に関する業務（以下、認証業務という。）について、その運営方針、運営体制及び実施方法、その他関連する業務の実施に必要な事項を規定する。

## (認証業務の方針)

第2条 当会が行う認証業務は、次の方針に基づき行うものとする。

- (1) 認証業務を公平、公正、迅速に行い、認証機関としての責務を遂行する。
- (2) 認証業務の信頼性の向上の為、必要な技術的能力の維持、向上に努める。
- (3) 認証業務で得られる情報等について、機密保持に係る責任を持ち、全ての情報等について適切な管理を行う。
- (4) (1) 及び (3) を目的として、外部及び内部からの営利的、財政的及び人的関係、その他実質的な影響、圧力を排除するものとし、その責任を持つものとする。
- (5) 特別栽培農産物の認証について、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流第3889号）」（以下、ガイドラインという。）及び関係する法令に基づき、適切な業務を行う。

## (認証の範囲)

第3条 認証の範囲は、以下の通りとする。

- (1) 認証の対象物資は、土壌を介して生産される農産物（乾燥・調整した穀類・豆類及び製茶を含む。）とする。
- (2) 認証の対象者は、(1) を生産する個人・法人・任意団体（以下、生産者という。）及び米のとう精等を行う個人・法人・任意団体（以下、精米業者という。）とする。
- (3) 認証の対象施設は、(1) を生産する圃場及び米のとう精等を行う施設とする。

## (認証の有効期限)

第4条 認証の有効期限は、以下の場合を除き無期限とする。

- (1) 認証を受けている者（以下、認証事業者という。）が、当会から認証の取消処分を受けた場合。
- (2) 認証事業者が、認証の取り下げを行った場合。
- (3) 認証事業者（法人・任意団体を除く。）が死亡し、その家族が認証を継承しない場合。

(認証業務の事業年度)

第5条 当会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(認証業務に関する手数料及び料金)

第6条 当会の認証業務に関する手数料及び料金は、別表1～4の通りとする。

(認証業務を行う者の職務)

第7条 認証業務を行う者の職務は、以下の通りとする。

- (1) 事務局員は、書類の審査、管理、発送、実地検査の計画、認定証の発行、その他必要な事務を行う。
- (2) 検査員は、認証及び認証の継続に係る書類審査及び実地検査業務を行う。
- (3) 判定員は、(2)の検査員が行った検査の結果に基づき、認証の適合性を評価し判定を行う。

(認証業務を行う者の任命)

第8条 理事長は、次の適格性を備えている者を、事務局員、検査員、判定員として任命できる。

- (1) ガイドライン、関係法令及び認証業務の手順に精通していること。
  - (2) 認証業務に関する文書、実務について十分な知識を有していること。
  - (3) 認証対象の物資について十分な知識を有していること。
  - (4) 認証を申請する者（以下、認証申請者という。）または認証事業者が、特別栽培農産物の認証基準を満たしているかについて、検査・評価を出来る力量を有していること。
  - (5) 文書及び口頭で効果的に意思疎通が出来ること。
- 2 理事長は、前項の任命に際し事務局員、検査員、判定員に対し、以下の事項を誓約する宣誓書（別記様式1号）の提出を求めるものとする。
- (1) 当会の定める規則に従うこと。
  - (2) 認証申請者または認証事業者との関係を明らかにすること。
  - (3) 当会、認証申請者または認証事業者の利害に抵触する事由が生じた場合に、速やかに理事長に報告すること。
  - (4) 上記の事項を履行せず、当会、認証申請者または認証事業者に不利益を生じさせた場合は、その責が自らに帰すこと。
- 3 理事長は、検査員を任命したときは検査員証（別記様式2号）を交付する。また、検査員は、辞任したとき、または除名処分を受けたときは、速やかにこれを返還しなければならない。

(理事長の権限)

第9条 当会の理事長は、認証業務の実施及び監督、認証の授与、拡大、縮小、一時停止、及

び取り消しに関する決定、その他認証機関としての業務に関する責任及び権限を有する。

2 前項の責任及び権限は、事務局長に委譲することができる。

(検査員の権限及び禁則)

第10条 検査員は、以下の権限を有する。

- (1) 認証申請者または認証事業者の同意を得て、圃場、施設及び事業所に立ち入ること。
- (2) 認証申請者または認証事業者に対し、実地検査に必要な記録、伝票類、包装資材、試料、資料、その他根拠書類等の提出を求めること。
- (3) 書類審査または実地検査等において、認証申請者または認証事業者の不備を発見した場合に、是正を要求すること。
- (4) 書類審査または実地検査等において、当会の役職員からの関与を受けず、公正な業務を行うこと。

2 検査員は、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 認証申請者または認証事業者の適否について、これらに明言すること。
- (2) 自らが実地検査を行った案件の、判定に関与すること。

(判定員の権限)

第11条 判定員は、以下の権限を有する。

- (1) 理事長、事務局員及び検査員に対し、判定業務に必要な文書等の提出または説明を求めること。
- (2) 判定業務を行うにあたり、文書等の内容が不十分な場合に、判定を保留とすること。
- (3) (2) の場合に、検査員に対し再検査を要請すること。
- (4) 判定に際し必要な条件を付帯すること。
- (5) 判定において、当会の役職員からの関与を受けず、公正な判定業務を行うこと。

(認証業務を行う者の責任)

第12条 認証業務を行う者の責任の所在については、以下の通りとする。

- (1) 検査員は、「検査結果報告書」の記載内容についてその責を負うものとする。ただし、認証申請者または認証事業者が虚偽の答弁を行ったことが明らかになった場合は、この限りではない。
- (2) 検査員は、「検査結果報告書」に虚偽の内容を記載した場合は、その責を負うとともにその資格を剥奪するものとする。
- (3) 判定員が行った判定業務については、理事長がその責を負うものとする。
- (4) 判定員が虚偽の判定を行ったことが明らかになった場合は、判定員がその責を負うとともに、その資格を剥奪するものとする。
- (5) 認証業務を行う者が、故意または悪意によって認証業務を行ったことにより、当会が損害を受ける場合、当会はその者に対し損害賠償を求めることが出来るものとする。

(禁止業務)

第13条 当会の役職員は、認証業務において以下の行為を行ってはならない。

- (1) 認証申請者または認証事業者に対し、認証の障害となる事柄の対処方法についての助言や、コンサルタントサービスを行うこと。
- (2) 認証の対象となる物資の生産、製造、流通または販売を行うこと。
- (3) 認証業務の機密保持、客観性または公正性を損なうような物資の売買及びサービスの提供。
- (4) 当会の役職員の内、認証事業者と利害関係を有する者を、実地検査、判定業務及び当会のマネジメントに関与させること。
- (5) コンサルティングを行う者と連携し、認証業務を行うこと。また、認証申請者または認証事業者に対し、これを明示または暗示すること。
- (6) 認証申請者または認証事業者から、金品または利益の提供を受けること。

(機密保持及び個人情報の保護)

第14条 当会は、機密保持及び個人情報の保護に関し、以下の事項を遵守する。ただし、法令その他の定めにより、第三者に情報を開示する場合にあっては、この限りではない。

- (1) 認証業務の外部委託先を含む全ての階層において、認証業務の過程で得られる情報の機密を保持すること。
- (2) 当会の役員、事務局員、検査員、判定員またはこれらの者であった者は、認証業務で知り得た情報を漏らし、または自己の利益の為に利用しないこと。
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）の規定を遵守し、認証業務をあたって個人の権利及び利害を侵害することのないよう、個人情報を適性に取り扱うこと。
- (4) 認証業務に必要な個人情報を収集するときは、業務の目的を達成する為に必要な範囲内で、適正かつ公平な手段で行うこと。
- (5) 第三者から得た認証申請者または認証事業者に関する情報を、機密情報として取り扱うこと。
- (6) 認証業務以外の目的で、認証申請者または認証事業者の情報が記録された資料等を、許諾を得ずに第三者に開示すること。

(認証の申請)

第15条 認証の申請は、以下の手続きにより認証の申請をしなければならない。

- (1) 当会の定める講習会の受講。
  - (2) 別記様式3号「特別栽培認証（継続）申請書」及び必要な添付書類の提出。
  - (3) 別記様式4号「認証契約書」の提出。
  - (4) 別表1に定める認証手数料の納付。
- 2 当会は、以下に掲げる場合、認証の申請を受理しない。
- (1) 認証申請者が、前項の手続きにより認証の申請を行わない場合。
  - (2) 認証申請者が、当会または他の認証機関から、特別栽培農産物に関する認証を取り

消されて1年を経過していないことが明らかとなった場合。

- (3) 認証申請者から、「Koaa 特別栽培認証基準」またはこの規定に従わない旨の意思表示があった場合。
- (4) 認証申請の段階で、「Koaa 特別栽培認証基準」またはこの規定を満たしていないことが明らかとなった場合。
- (5) 認証申請者の求める認証の範囲に対し、当会の認証を行う能力が不足している場合。

#### (認証継続の申請)

第16条 認証事業者は、以下の手続きにより認証の継続申請を行い、前回の実地検査から概ね1年以内に実地検査を受けなければならない。

- (1) 別記様式3号「特別栽培認証（継続）申請書」及び必要な添付書類の提出。
- (2) 別表1に定める認証手数料の納付。

2 当会は、以下に掲げる場合、認証の継続申請を受理しない。

- (1) 認証事業者が、前項の手続きにより認証の継続申請を行わない場合。
- (2) 認証事業者から、「Koaa 特別栽培認証基準」またはこの規定に従わない旨の意思表示があった場合。

#### (認証業務の標準処理期間)

第17条 申請の受理から判定結果の通知までの標準的な所要日数は、概ね90日間とする。ただし、この所要日数には書類の訂正や文書の往復に要する日数は含まない。

#### (実地検査の実施)

第18条 理事長は、検査員を指名し、申請に係る書類審査または実地検査を行わせるものとする。ただし、以下に掲げる者を指名することは出来ない。

- (1) 同一の申請案件に、判定員として指名された者。
- (2) 過去2年間において、実地検査の対象者（以下、検査対象者という。）との間に、取引、雇用、競合等の利害関係を有する者。
- (3) 検査対象者と、4親等内の縁戚関係にある者。
- (4) 検査対象者が、実地検査の前日までに検査員の指名について異議を申し立て、これが妥当であると認められた者。

2 検査員は、日程等を調整の上現地に立ち入り、検査対象者が「Koaa 特別栽培認証基準」に適合しているかについて、申請書類、根拠書類、圃場及び施設の状況、管理状況等の確認により検査を行う。

3 前項の検査において、不適合となる事項を検出した場合、検査員はこれを指摘し、是正を要求する事ができる。

4 検査員と検査対象者は、2項の検査結果及び3項の指摘事項について協議し、別記様式5号「実地検査後の最終会議及び誓約書」を1部ずつ取り交わすものとする。

5 実地検査の対象となる圃場・施設・事業所等のうち、既に他の検査案件で実地検査が完了しているものが含まれる場合、実地検査の対象から除外し、検査を省略することが

できる。

(検査結果の報告)

第19条 検査員は、第18条の実地検査の結果について、別記様式6号「検査結果報告書」を作成し、速やかに理事長に提出しなければならない。

(是正)

第20条 認証申請者または認証事業者は、第18条3項、第22条4項、その他当会が是正を要求したときは、定められた期限までに是正を行い、当会事務局まで書面にて報告しなければならない。

(再検査)

第21条 理事長は、以下の場合において、検査員に再度、実地検査を行わせることが出来る。

- (1) 第20条の是正の報告がなされ、その確認に実地検査の必要があると認めた場合。
- (2) 第22条の判定の結果、再検査を行う必要があると認めた場合。
- (3) 検査員の瑕疵により、再検査を行う必要があると認めた場合。

2 前項に要する費用は、以下の通り定める。

- (1) 前項(1)または(2)の場合、認証申請者または認証事業者が別表2の手数料を全額負担する。
- (2) 前項(3)の場合、当会が全額負担する。

(判定)

第22条 理事長は、指名した判定員で構成する判定委員会を設置し、第19条の報告書及び第20条の是正措置の結果に基づき、認証または認証継続の可否を判定させるものとする。ただし以下の者は判定員として指名することは出来ない。

- (1) 同一の申請案件について、実地検査を行った検査員。
- (2) 過去2年間において、判定の対象者との間に、取引、雇用、競合等の利害関係を有する者。

2 前項の規定に関わらず、理事長が特に必要と認めたときは、判定委員会を設置せず、指名した判定員に判定を行わせることが出来る。

3 指名された判定員は、1項及び前項の判定について、「Koa 特別栽培認証基準」に基づき、認定の可否について審議し判定を行う。

4 判定員は、前項の結果、「Koa 特別栽培認証基準」を満たしていないと判定した場合、判定の対象者に是正を要求することが出来る。

5 判定員は、3項の判定の結果について、別記様式7号「判定結果報告書」を作成し、速やかに理事長へ提出しなければならない。

(再判定)

第23条 理事長は、以下の場合において、判定員に再判定を行わせることが出来る。

- (1) 第21条1項(2)により、再検査を行った場合。
  - (2) 第22条4項の是正がなされ、再判定を行う必要がある場合。
  - (3) 判定員の瑕疵により、再判定の必要があると認められた場合。
- 2 前項に要する費用は、以下の通り定める。
    - (1) 前項(1)または(2)の場合、認証申請者または認証事業者が別表2の手数料を全額負担する。
    - (2) 前項(3)の場合、当会が全額負担する。

(判定結果の通知及び認定証の交付)

第24条 理事長は、第22条5項の報告書に基づく判定結果を、別記様式8号「判定結果通知書」により判定の対象者に通知するとともに、下記の文書を交付する。

- 2 判定の案件が認証の申請案件であって、判定の結果、認証が適当であると認められた場合、別記様式9号「認定証」を交付するものとする。
- 3 判定の案件が認証事項の変更申請の案件であって、判定の結果、認証範囲の拡大または縮小が適当であると認められた場合は、認証範囲を修正した「認定証」を交付するものとする。
- 4 「認定証」を破損または紛失した場合、認証事業者はその旨を速やかに当会まで報告し、再発行を受けなければならない。また、再発行に必要な経費は、認証事業者が負担することとする。

(異議申し立て)

第25条 認証申請者または認証事業者は、実地検査または判定の結果に不服がある場合、以下の手順に従い異議申し立てを行うことにより、再検査または再判定を要求できるものとする。

- (1) 検査結果について不服のある場合、第18条4項で定める協議の場において、口頭または文書にて検査員に申し出ること。
  - (2) 判定結果について不服のある場合、第24条1項の「判定結果通知書」を受け取った日から10日間以内に、書面にて理事長に申し出ること。
- 2 理事長は、前項の異議申し立ての内容に応じ、その必要があると認める場合は、再検査または再判定を行うものとする。
  - 3 前項の再検査または再判定に要する費用は、以下の通り定める。
    - (1) 異議申し立ての内容が、当会の瑕疵によるものと認められる場合は、当会が全額負担する。
    - (2) 異議申し立ての内容が、当会の瑕疵によるものと認められない場合は、認証申請者または認証事業者が別表2の手数料を全額負担する。

(認証内容の公表)

第26条 当会は、認証事業者の以下の事項について、webサイト、またはその他の方法により公表するものとする。

- (1) 別表5の認証番号
- (2) 認証事業者の氏名または名称
- (3) 住所または所在地
- (4) 電話番号またはEメールアドレス
- (5) 認証を受けた品目
- (6) 認証を受けた年月日

(認証マーク)

第27条 認証事業者は、以下の事項に従うことにより、当会の定める「認証マーク」を認証の対象品目に表示することができる。

- (1) 認証の対象品目以外の物資に、「認証マーク」を表示しないこと。
- (2) 認証の対象品目以外の物資に、認証の対象品目であると誤認させる表示を行わないこと。
- (3) 包装、送り状または納品書等の分かりやすい場所に、「認証マーク」を表示すること。
- (4) 「認証マーク」の入手数、使用数、廃棄数及び在庫数を「出荷記録」に記録し、適切に数量を管理すること。
- (5) 紛失、盗難、誤使用等の恐れのないよう、適切に保管すること。

(認証事項の変更申請)

第28条 認証事業者は、認証事項の変更を行う場合、以下の手続きにより、事前に変更内容を申請しなければならない。

- (1) 別記様式10号「認証事項変更申請書」及び必要な書類の提出。
- (2) 実地検査が必要な場合、別表2の手数料の納付。
- 2 当会は、申請の内容を審査し、必要に応じ第18条の実地検査及び第22条の判定を行う。
- 3 当会は、前項の判定の結果、変更申請の内容が適切であると認められた場合、第24条3項の認証範囲の修正を行う。
- 4 当会は、以下に掲げる場合、変更申請を受理しない。
  - (1) 認証事業者が、1項の手続きにより変更の申請を行わない場合。
  - (2) 認証事業者から、「Koa 特別栽培認証基準」またはこの規定に従わない旨の意思表示があった場合。
  - (3) 変更申請の段階で、「Koa 特別栽培認証基準」またはこの規定を満たしていないことが明らかとなった場合。
  - (4) 変更申請の内容に対し、当会の認証を行う能力が不足している場合。

(情報提供等に基づく立入検査)

第29条 当会は、第三者からの情報提供等により、認証事業者が「Koa 特別栽培認証基準」に適合しない恐れがあると認めるときは、必要に応じて立入検査を行うことができる。



- 2 前項の立入検査の方法は、第18条に準じる。
- 3 当会は、認証事業者が、「Koa 特別栽培認証基準」に適合することが明らかとなるまで、認証マークの使用を中止させることができる。
- 4 立入検査に要する費用は、以下の通り定める。
  - (1) 情報提供に関する不適合事項が検出されない場合は、当会が全額負担する。
  - (2) 提供された情報が真実であり、不適合事項が検出された場合は、認証事業者が別表2の手数料を全額負担する。

(認証の停止及び取り消し)

- 第30条 当会は、以下の場合において認証事業者の認証を停止し、認証マークの使用を中止させることができる。
- (1) 故意または過失による違反（軽微な違反を除く。）が発覚し、是正までに相当の期間を要するが、1年以内には是正が完了すると見込まれるとき。
  - (2) 第20条の是正要求を行ってから、定められた期限内に回答がないとき。
  - (3) 認証された製品の生産及び出荷に係る記録を、長期に渡り作成していないとき。または長期に渡り誤った記録を作成していたとき。
  - (4) 正当な理由なく、報告・答弁・物件の提出をしないとき。または虚偽の報告・答弁・物件の提出をしたとき。
  - (5) 正当な理由なく、当会の行う検査を拒否・忌避・妨害したとき。
  - (6) その他、故意または過失による違反（軽微な違反を除く。）が発覚し、当会が必要があると認めたとき。
- 2 認証事業者は、認証の停止処分を受けている間は、以下の事項を遵守すること。
- (1) 認証マークの使用を中止すること。
  - (2) 「認定証」及び「判定結果通知書」の写しを発行しないこと。
  - (3) 認証に関する表示、広告、宣伝等を中止すること。
- 3 当会は、以下の場合において認証を取り消すことができる。
- (1) 故意又は過失による違反（軽微な違反を除く。）が発覚し、是正までに1年間以上の期間を要すると見込まれるとき。
  - (2) 第20条の是正要求を行ってから、長期に渡り回答がないとき。または、是正の意志がないと当会が認めたとき。
  - (3) 1の(4)の場合において、以後、改善される見込みのないとき。
  - (4) 1の(5)の場合において、以後、改善される見込みのないとき。
  - (5) 当会の行う認証業務の妨害もしくは忌避を行ったとき。
  - (6) 1の認証の停止処分を受けたにも関わらず、認証に関する表示、広告、宣伝等を中止しないとき。
  - (7) 認証継続の為の実地検査を、前回の実地検査から概ね1年以内に受けていないとき。
  - (8) その他、故意または過失による重大な違反が発覚し、当会が必要があると認めたとき。
  - (9) 認証事業者（法人・任意団体を除く。）が死亡し、その家族が認証を継承しない場

合であって、認証の取り下げが行われないとき。

- 4 認証事業者は、認証の取消処分を受けた場合、以下の事項を遵守すること。
  - (1) 「認定証」及び「判定結果通知書」の原本を返還すること。また、これらの写しを返還または破棄すること。
  - (2) 認証マークを返還または破棄すること。また、破棄した場合、その数量を報告すること。
  - (3) 認証に関する表示、広告、宣伝等を抹消すること。
- 5 当会は、認証事業者に行った認証の停止及び取り消しについて、webサイト、その他の方法により公表するものとする。

(認証の停止の解除)

第31条 前条1項の認証の停止の解除の手順は、以下の通りとする。

- (1) 認証事業者は、違反に対する原因究明、再発防止策の策定、類似した不適合の洗い出し等を行い、書面にて当会まで報告しなければならない。
- (2) 当会は、(1)の報告書を審査し、必要に応じて実地検査を行う。
- (3) (2)の結果、是正の内容が適切であると判断された場合は、認証の停止の解除を行う。

(認証の取り下げ)

第32条 認証事業者は、認証の取り下げを行う場合、以下の手続きに従わなければならない。

- (1) 別記様式11号「認証事業者の業務廃止届出書」の提出。
  - (2) 「認定証」及び「判定結果通知書」の返還。
  - (3) 認証マークの破棄または提出。
  - (4) 取り下げを行う時点での、「栽培計画書」及び「栽培管理記録」の提出。
  - (5) 取り下げを行う時点での、「出荷記録」及び「特別栽培米受払台帳」の提出。
  - (6) 認証事業者であることを謳う、広告などを中止すること。
- 2 当会は、前項の手続きに従わない、もしくは虚偽の書類を提出した認証事業者について、webサイト、その他の方法により公表するものとする。

(管轄裁判所)

第33条 認証申請者または認証事業者と、当会の間で訴訟の必要性が生じた場合は、訴訟金額、内容の如何に関わらず、当会の所在地を管轄とする簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所と定める。

(その他)

第34条 この規定に定める他、認証業務に関する必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

別表1 認証手数料、認証継続手数料

別表1 認証手数料・認証継続手数料

1. 農産物の生産者

(1) 申請圃場の合計面積が50a未満の場合

	基本料 <sup>※1</sup> (①)	計 <sup>※2</sup>
個人	¥45,000	¥45,000
法人	¥70,000	¥70,000
グループ (最低2戸～) <sup>※3</sup>	¥30,000×農家戸数 (最低2戸～)	¥60,000～ (農家戸数2戸の場合)

(2) 申請圃場の合計面積が50a以上の場合

	基本料 <sup>※1</sup> (①)	面積加算 (②)	計 <sup>※2</sup> (①+②)
個人	¥48,000	10a 増すごとに¥3,000 加算	¥48,000～
法人	¥74,000	10a 増すごとに¥4,000 加算	¥74,000～
グループ (最低2戸～) <sup>※3</sup>	¥33,000×農家戸数 (最低2戸～)	10a 増すごとに¥3,000 加算	¥63,000～ (農家戸数2戸の場合)

**注釈**

- ※1 当会の有機JAS認定事業者、または有機JASの認定申請者が、特別栽培認証を併せて申請する場合、有機JAS認証の実地検査（または年次調査）と特別栽培認証の実地検査を同じ日に行えば、①基本額から¥15,000を割引する。
- ※2 その他、別表3の交通費、宿泊費を加算する。また、検査員を2名以上派遣する必要がある場合は、増員1名あたり¥10,000を加算する。
- ※3 グループは2戸以上の農家で構成されており、グループ内の規約が定められている必要がある。

別表1 認証手数料、認証継続手数料

## 2. 精米業者

### (1) 精米業者の認証のみを取得する場合

または、農産物の生産者と、精米業者の認証（または認証継続）を申請し、実地検査をそれぞれ別の日に行う場合

	基本料 <sup>※1</sup> (①)	規模による加算 <sup>※2</sup> (②)	計 <sup>※3</sup> (①+②)
個人	¥45,000	精米施設1ヵ所増すごとに ¥10,000 加算	¥45,000～
法人	¥70,000	精米施設1ヵ所増すごとに ¥30,000 加算	¥70,000～
グループ (最低2戸～)	¥60,000	精米施設1ヵ所増すごとに ¥20,000 加算	¥60,000～

### (2) 農産物の生産者と、精米業者の認証（または認証継続）を申請し、実地検査を同じ日に行う場合<sup>※4</sup>

	基本料 (①)	規模による加算 <sup>※2</sup> (②)	計 <sup>※3</sup> (①+②)
個人	¥10,000	精米施設1ヵ所増すごとに ¥10,000 加算	¥10,000～
法人	¥30,000	精米施設1ヵ所増すごとに ¥30,000 加算	¥30,000～
グループ (最低2戸～)	¥20,000	精米施設1ヵ所増すごとに ¥20,000 加算	¥20,000～

### 注釈

- ※1 当会の有機JAS認定事業者、または有機JASの認定申請者が、特別栽培認証を併せて申請する場合、有機JAS認証の実地検査（または年次調査）と特別栽培認証の実地検査を同じ日に行えば、①基本額から¥15,000を割引する（（1）の場合のみ。（2）の場合は割引しない）。
- ※2 精米施設の数に応じて、金額加算を行う。精米施設が検査の対象とならない場合は、加算を行わない。
- ※3 その他、別表3の交通費、宿泊費を加算する。また、検査員を2名以上派遣する必要がある場合は、増員1名あたり¥10,000を加算する。
- ※4 特別栽培米の生産者が、自ら栽培～精米まで一貫して行う場合、生産者と精米業者の2つの認証を取得する必要がある。  
生産者が玄米の段階で出荷し、とう精（玄米を精米にすること）以降の工程を出荷先の精米業者等が行う場合は、出荷先の精米業者等が、精米業者の認証を取得する必要がある。

別表2 臨時確認検査、再検査、立入検査、再判定の手数料

別表2 臨時確認検査<sup>※1</sup>・再検査<sup>※2</sup>・立入検査<sup>※3</sup>・再判定<sup>※4</sup>の手数料

1. 農産物の生産者

(1) 臨時確認検査、再検査、立入検査の手数料

	基本料 (①)	検査対象圃場の 面積加算 <sup>※5</sup> (②)	計 <sup>※6</sup> (①+②)
個人	¥30,000	10a ごとに¥3,000 加算	¥30,000～
法人	¥50,000	10a ごとに¥4,000 加算	¥50,000～
グループ (最低2戸～)	¥25,000×対象の農家戸数 <sup>※7</sup>	10a ごとに¥3,000 加算	¥25,000～

(2) 再判定の手数料

	再判定の手数料	計
個人	¥10,000	¥10,000
法人	¥20,000	¥20,000
グループ (最低2戸～)	¥10,000	¥10,000

**注釈**

- ※1 認証事業者が、認証事項の変更（圃場の追加・拡大、施設の追加・改築、品目の追加など）の届出を行った際に、必要に応じて行う検査のこと（規定第28条）。
- ※2 認証申請者または認証事業者が、要求された是正を完了した際に、その結果を確認する検査のこと。当会のミスで再検査の必要が生じた場合は、手数料は請求しない（規定第21条）。
- ※3 第三者の情報提供等により、認証事業者の違反行為の疑いが生じた際に、事実確認を行う検査のこと。違反行為が検出されなければ、手数料の徴収は行わない（規定第29条）。
- ※4 認証申請者または認証事業者が、1度目の判定委員会で不適合と判定され、判定員から要求された是正を完了した場合等に、再度行う判定のこと。当会の瑕疵により再判定の必要が生じた場合は、手数料の徴収は行わない（規定第23条）
- ※5 検査の対象となる圃場の面積に応じて、面積加算を行う。圃場が検査対象でなければ、面積加算を行わない。
- ※6 その他、別表3の交通費、宿泊費を加算する。また、検査員を2名以上派遣する必要がある場合は、増員1名あたり¥10,000を加算する。
- ※7 臨時確認調査、再検査、立入検査、再判定の対象となる農家の戸数に応じて、基本料を徴収する。

別表2 臨時確認検査、再検査、立入検査、再判定の手数料

## 2. 精米業者

### (1) 臨時確認検査、再検査、立入検査の手数料

	基本料 (①)	検査対象となる施設の 規模加算 <sup>※1</sup> (②)	計 <sup>※2</sup> (①+②)
個人	¥30,000 (精米施設1カ所まで)	精米施設1カ所増すごとに ¥10,000 加算	¥30,000～
法人	¥50,000 (精米施設1カ所まで)	精米施設1カ所増すごとに ¥30,000 加算	¥50,000～
グループ (最低2戸～)	¥40,000 (精米施設1カ所まで)	精米施設1カ所増すごとに 20,000 加算	¥40,000～

### (2) 再判定の手数料

	再判定の手数料	計
個人	¥10,000	¥10,000
法人	¥20,000	¥20,000
グループ (最低2戸～)	¥10,000	¥10,000

#### 注釈

- ※1 臨時確認調査、再検査、立入検査の対象となる精米施設の数に応じて、金額加算を行う。精米施設が検査の対象とならない場合は、加算を行わない。
- ※2 その他、別表3の交通費、宿泊費を加算する。また、検査員を2名以上派遣する必要がある場合は、増員1名あたり¥10,000を加算する。

別表3 交通費、宿泊費、検査員の増派

別表3 交通費・宿泊費・検査員の増派

交通費※ <sup>1</sup>	ガソリン代	¥30×往復走行距離（単位：km 小数点以下切り捨て）
	高速道路料金	実費
	公共交通機関	実費
宿泊費※ <sup>2</sup>	1名1泊あたり¥15,000	
検査員の増派※ <sup>3</sup>	増員1名1日あたり¥10,000を加算	

注釈

- ※1 交通費は、基本的に検査員の所在地または居住地から、事業者の所在地までの距離に基づき算出する。往復走行距離の小数点以下は、切り捨てとする。
- ※2 実地検査に2日間以上の日数を要する場合や、前泊、後泊の必要がある場合、宿泊費を請求する。
- ※3 実地検査は、基本的に検査員1名を派遣するが、実地検査を行う圃場の数が多いなど、検査員の増員が必要となる場合は、増員した人数分の加算請求を行う。

別表4 その他の手数料、料金

別表4 その他の手数料・料金

(1) 講習会受講料<sup>※1</sup>

受講料 (1名あたり)	¥5,000
----------------	--------

(2) 認証マーク料金<sup>※2</sup>

発注単位	単価 (1シート)	送料	
1シート (カラーシール20枚綴り)	¥60	~6,000枚	¥200
		6,000枚~	¥500

(3) 圃場看板<sup>※3</sup>

材質	単価 (1枚)	送料	
アクリル製 (210mm×300mm)	¥4,000	~5枚	¥200
		5枚~	¥500

(4) 認定証、判定結果通知書の再発行

認定証	¥2,000
判定結果通知書	¥2,000

**注釈**

- ※1 農産物の生産者が認証申請を行う場合、栽培責任者と確認責任者の少なくとも2名が受講する必要がある。  
精米業者が認証申請を行う場合、精米責任者と精米確認者の少なくとも2名が受講する必要がある。
- ※2 認証マークは、認証事業者自らが印刷業者等に依頼し、作成しても構わない（ただし、納品書・領収書等、作成枚数を証明できる書類を保存しておくこと）。  
自作することは、作成枚数を証明する手段がない為、認められない。
- ※3 圃場看板は、自作したり、印刷業者等に発注し作成しても構わない。ただし、風雨や経年による劣化を考慮し材質を選定すること。



別表5 認証番号、登録番号

別表5 認証番号・登録番号

(1) 認証番号<sup>※1</sup>

<p>S - <u>A</u> - <u>〇〇〇</u></p> <p>①                      ②</p>	
①事業者の区分	A：農産物の生産者 B：精米業者
②3桁番号	事業者ごとに、001～999までの番号を、認証した順に割当。

(2) 圃場または施設の登録番号<sup>※2</sup>

<p><u>S</u> - <u>A</u> - <u>〇〇〇</u> - <u>〇〇〇</u></p> <p>①    ②</p>	
①認証番号	(1)の認証番号と同じ。
②3桁番号	農産物の生産者は圃場、精米業者は施設ごとに、3桁の番号を、認証した順に割当。

**注釈**

- ※1 認証事業者ごとに、当会が割り当てる番号。
- ※2 認証された圃場・施設ごとに、当会が割り当てる番号。

# 宣 誓 書

特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会  
理事長 様

私は、貴会の行う特別栽培農産物等の認証に関する業務（以下、認証業務という。）に従事する事に際し、「Koa 特別栽培農産物認証業務規定」第8条の定めにより、以下の事項について宣誓します。

1. 貴会の「Koa 特別栽培認証業務規定」及び関連法規を遵守すること。
2. 認証申請者及び認証事業者との過去、現在の関係において、利害関係、縁戚関係等、認証業務に影響を及ぼす恐れのある関係を有する場合は、これを明言すること。
3. 貴会、認証申請者または認証事業者の利害に抵触する事由が発生した場合は、速やかに理事長に報告すること。
4. 上記の事項を履行せず、貴会、認証申請者または認証事業者に不利益を生じさせた場合は、その責が自らに帰すこと。

年 月 日

宣 誓 人

住 所

氏 名



写真を貼付

# 検査員証

特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会

特別栽培認証

検査員 ○ ○ ○ ○

上記の者は、特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会が、「Koa 特別栽培認証業務規定」第8条に基づき任命した、特別栽培農産物等の認証業務に従事する検査員であることを証する。

年 月 日

高知県高岡郡四万十町本堂707番地10

高知県立農業大学校内

特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会  
理事長 〇 〇 〇 〇 殿

J O B N o <sup>※1</sup> :
---------------------------

## 特別栽培認証（継続）申請書

貴会の「Koaa 特別栽培認証基準」に基づき、別紙の通り認証（または認証継続）を申請致します。

申請年月日： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

事業者の区分：（ 農産物の生産者／精米業者 ）

### 申請者

氏名または名称			
代表者名			
組織形態	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 任意団体（グループ）		
所在地	〒 _____		
郵便物の送り先 <sup>※2</sup>	〒 _____		
連絡先	自宅	TEL :	FAX :
	事業所	TEL :	FAX :
	携帯電話	TEL :	
Eメール			
WEBサイト			

※1 認証機関記載欄。

※2 所在地とは別に、当会からの郵便物の送り先を指定する場合は、郵送先を記入すること。

受付 <sup>※1</sup>	受理 <sup>※1</sup>

理事長 <sup>※1</sup>	事務局長 <sup>※1</sup>	業務主任 <sup>※1</sup>	認定業務係 <sup>※1</sup>

# 認証契約書

特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会の「Koa 特別栽培認証業務規定」に基づき、特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会を「甲」、認証申請者もしくは認証事業者を「乙」とし、下記の条項について認証契約を締結する。

この契約の証として、甲乙それぞれが署名捺印の上、各自 1 通を保持するものとする。

年 月 日

(甲) 住 所 高知県高岡郡四万十町本堂 7 0 7 番地 1 0  
高知県立農業大学校内  
名称・氏名 特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会  
理事長 印

(乙) 住 所  
名称・氏名 印

## 記

- 第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの条項を履行しなければならない。
- 第 2 条 この契約の有効期間は、契約締結の日より、乙が死亡した旨通知のあった日、乙が認証の取り下げを行った日、または甲が乙の認証を取り消した日までとする。
- 第 3 条 乙は、認証に関する事項を、甲の定める「Koa 特別栽培認証基準」（以下、認証基準という。）に適合するよう維持しなければならない。
- 第 4 条 乙は、甲の定める「Koa 特別栽培認証業務規定」（以下、規定という。）を遵守しなければならない。
- 第 5 条 乙は、甲が行う認証業務に協力し、甲が認証業務に必要な物品・資料・試料等の提出や報告を求めた場合、これに応じなければならない。また、甲の行う圃場・施設・事業所等への立ち入りを受け入れ、乙の関係者への質問等に応じなければならない。これらに要する費用は、全て乙が負担するものとする。
- 第 6 条 乙は、正当な理由なく、甲が要求する是正・報告・物件の提出を拒否したり、虚偽の報告・物件の提出をしてはならない。また、甲の行う実地検査を拒否・妨害・忌避をしたり、質問に対し虚偽の答弁や、答弁の拒否をしてはならない。
- 第 7 条 乙は、認証の継続、認証事項の変更、または認証の取り下げを行うときは、予め甲に

## 別記様式4号 認証契約書

届け出るものとする。

第8条 乙は、甲が通知した実地検査の結果に不服のあるときは、規定第18条4項で定める協議の場において、口頭または書面にて申し立てを行わなければならない。

第9条 乙は、甲が通知した判定の結果に不服のあるときは、「別記様式8号 判定結果通知書」を受け取った日から10日間以内に、その理由を付して書面にて申し立てを行わなければならない。

第10条 乙は、「認証マーク」を適切に保管し、入手数・使用数・廃棄数・在庫数等を記録することにより、数量管理を適切に行わなければならない。

第11条 乙は、認証対象の物資に「認証マーク」を付して出荷・販売を行う場合は、出荷・販売を行った日、品目、数量等について記録を作成し、保持しなければならない。

第12条 乙は、認証対象の物資に、認証基準に満たないもの（以下、不合格品という。）が生じた場合、これに「認証マーク」を付して出荷・販売を行ってはならない。また、不合格品は、合格品と混在することのないよう明確に区分して管理しなければならない。

第13条 乙は、認証を授与されている旨の広告・表示・情報提供等を行うときは、認証対象の物資以外の製品について、甲の認証を授与されていると誤認させ、または甲の認証業務の内容について誤認させる恐れのないようにしなければならない。

第14条 乙は、認証を授与されている旨の広告・表示・情報提供等を行うときは、認証対象の物資が認証基準に適合していることを示すことを目的とし、これ以外の目的で行ってはならない。

第15条 乙は、甲が広告または表示の是正を求めたときは、これに応じなければならない。

第16条 乙は、認証の取り下げを行う場合は、「圃場看板」の撤去、「認証マーク」の破棄または提出、取り下げを行う時点での「栽培計画書」、「栽培管理記録」、「出荷記録」、「特別栽培米受払台帳」の提出をしなければならない。

第17条 甲は、乙がこの契約に違反したとき、認証手数料、またはその他検査に係る手数料の支払いが行われなときは、認証の停止または取り消しを命ずることができる。

第18条 甲は、認証の停止または取り消しを行ったとき、もしくは これらについて公表を行う。

第19条 乙は、甲に認証の停止または取り消しを命じられたときは、認証に関する広告・表示・情報提供を中止し、「別記様式8号 判定結果通知書」及び「別記様式9号 認定証」を返却しなければならない。

第20条 乙は、「別記様式8号 判定結果通知書」または「別記様式9号 認定証」を取引先等に提供する場合は、複製である旨を明記し、複製して提供するものとする。

第21条 甲は、認証業務において得られる乙の情報等について、規定で定める公表事項及び、法令その他の定めにより第三者に情報を公開する場合を除き、機密情報として適切に取り扱わなければならない。

第22条 乙は、認証対象の物資について第三者と紛争が生じた場合は、自らの責任と負担において解決を図らなければならない。

第23条 乙が入手した資料等について、発行者の虚偽、誤認または瑕疵により記載内容が事実と異なっていた場合、甲は、これに基づき行った実地検査及び判定の結果について、そ

別記様式4号 認証契約書

の責を負わないものとする。

第24条 この契約書に記載のない事項、または契約書の条項の疑義については、甲乙が協議して定めるものとし、協議の整わないときは甲の解釈により定めるものとする。

以上

## 実地検査後の最終会議及び誓約書

特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会

理事長 様

貴会の行った実地検査終了後の会議において、指摘のあった下記の改善事項・是正事項・その他指摘事項については、速やかに対策を講じる事を確約致します。

### 1 検査日程

事業者の区分	( 農産物の生産者／精米業者 )
検査の区分	( 認証申請／認定継続申請／臨時確認調査／再検査／立入検査／その他 )
検査(調査)開始日時	年 月 日 時 分 から
検査(調査)終了日時	年 月 日 時 分 まで
検査(調査)に要した時間	時間 分
交通に要した時間	時間 分 (※現地での移動時間)
総所要時間	時間 分

### 2 実地検査終了後の会議内容

改善事項、是正事項、特に重要と思われる事項及び情報の不足から実地に検査出来なかった事項等。

指 摘 事 項	是正措置期限
1	年 月 日 ( )
2	年 月 日 ( )
3	年 月 日 ( )
4	年 月 日 ( )
5	年 月 日 ( )
6	年 月 日 ( )

以上の通り相違ありません。

検査員 印

事業者名 \_\_\_\_\_

検査員 印

立会人 印



作成： 年 月 日

特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会  
理事長 様

検査員氏名： 印

## 検査結果報告書

貴会の「KoaA 特別栽培認証業務規定」の規定に基づき、実地検査の結果について下記の通り報告します。

### 記

実地検査年月日	年 月 日 ( )
案件番号	
認証番号	
認証申請者名 (認証事業者名)	
代表者名	
事業者の区分	( 農産物の生産者/精米業者 )
検査の区分	( 認証申請/認定継続申請/臨時確認検査/再検査/立入検査/その他 )
検査の結果	下記の添付書類の通り。
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「実地検査後の最終会議及び誓約書」</li> <li>・「検査結果報告書 別紙」</li> <li>・「圃場別検査結果報告書」</li> <li>・その他資料 (写真など)</li> </ul>

以上

年 月 日

特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会  
理事長 殿

認定判定員



## 判定結果報告書

貴会の「Koaa 特別栽培認証業務規定」の規定に基づき、第 回判定委員会における判定結果について、下記の通り報告します。

### 記

#### 判定結果

案件番号	
認証申請者 (認証事業者名)	
代表者名	
事業者の区分	( 農産物の生産者 / 精米業者 )
判定の区分	( 認証申請 / 認定継続申請 / 臨時確認検査 / 再検査 / 立入検査 / 再判定 / その他 )
判定結果	( 適合 / 不適合 / 保留 )
判定の年月日	年 月 日 ( )
観察事項	
特記事項	

以上


高有協第 号  
年 月 日

様

## 判定結果通知書

年 月 日付で申請のありました、下記の圃場、施設及びこれらに由来する農産物は、年 月 日開催の判定委員会において、当会の「KoaA 特別栽培認証基準」及び「KoaA 特別栽培認証業務規定」に基づき、下記の通り判定されましたので通知致します。

年 月 日

高知県高岡郡四万十町本堂 7 0 7 番地 1 0  
高知県立農業大学校内  
特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会  
理事長 

### 記

#### 判定結果

認証申請者名 (認証事業者名)	
代表者名	
事業者の区分	( 農産物の生産者 / 精米業者 )
申請の区分	( 認証申請 / 認証継続申請 / 認証事項等変更申請 / その他 )
判定結果	( 適合 / 不適合 / 保留 )
認証の年月日	年 月 日 ( )
観察事項	( 有 (別紙の通り) / 無 )
特記事項	( 有 (別紙の通り) / 無 )

※ この通知書の内容に不服が有る場合は、この通知書を受け取った日から 1 0 日間以内に、当会まで、書面にて再検査または再判定の請求を行って下さい。

以上

# 認 定 証

年 月 日付で認定申請のありました、下記の（ 圃場／施設 ）及びこれらに由来する食品について、当会の定めた「KoaA 特別栽培認定業務規定」に基づく判定の結果、当会の「KoaA 特別栽培認定基準」に適合していることと判定されましたので、下記の通り証します。

年 月 日

高知県高岡郡四万十町本堂707番地10  
高知県立農業大学校内  
特定非営利活動法人高知県有機農業認定協会  
理事長 印

## 記

- 1 認定事業者の名称・氏名
  
- 2 認定番号
  
- 3 事業者の区分  
（ 農産物の生産者／精米業者 ）
  
- 4 認定の対象圃場または対象施設  
別紙の通り。
  
- 5 認定の年月日  
年 月 日（ ）

以上

JOB No<sup>※1</sup> :

特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

## 認証事項変更申請書

貴会の「Koa 特別栽培認証基準」に基づき、下記の通り認証事項の変更を申請致します。

## 記

変更申請年月日：\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

認証事業者名			
事業者の区分	( 農産物の生産者/精米業者 )	認証番号	

変更の内容 (該当する項目にチェックすること)

チェック欄	認証事項	変更の内容
<input type="checkbox"/>	管理体制	
<input type="checkbox"/>	圃場	
<input type="checkbox"/>	施設	
<input type="checkbox"/>	品目 (品種)	
<input type="checkbox"/>	肥料及び土壌改良資材	
<input type="checkbox"/>	農薬	
<input type="checkbox"/>	栽培計画	
<input type="checkbox"/>	表示	
<input type="checkbox"/>	その他	

※1 認証機関記載欄。

※ 「特別栽培認証(継続)申請書 別紙」及び「特別栽培認証基準 別記様式1~4号」のうち、変更の内容に該当するものを修正し、変更前と変更後1部ずつ添付すること。修正箇所は、文字色を変える、見え消しで訂正するなど、変更箇所が分かりやすいように修正すること。

受付 <sup>※1</sup>	受理 <sup>※1</sup>

理事長 <sup>※1</sup>	事務局長 <sup>※1</sup>	業務主任 <sup>※1</sup>	認定業務係 <sup>※1</sup>

年 月 日

特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会

理事長

殿

認証事業者

住所または所在地：

氏名または名称：

## 認証事業者の業務廃止届出書

貴会の「Koa 特別栽培認証業務規定」に基づき、認証事業者の業務廃止を下記の通り行います。

### 記

1. 廃止する認証事業者の、氏名または名称
2. 廃止する認証事業者の、住所または所在地
3. 事業者の区分  
( 農産物の生産者／精米業者 )
4. 圃場または施設の所在地  
別紙の通り。
5. 廃止の年月日  
年 月 日 ( )

以上